

第7章 把握事項

労働力調査では、基礎調査票において就業状態、1週間の就業時間、勤め先の事業の種類、求職理由などの就業及び不就業の状態に関する基本的事項を調査している。また、特定調査票では雇用の形態、失業期間、就業希望、就業異動の状況などの詳細な事項を調査している。本章では、これら調査票から把握される事項について解説する。

1 基本的把握事項

労働力調査基礎調査票（付録1-1）では、就業及び不就業の状態に関する基本的事項について把握している。

なお、この調査票は、平成14年1月の改正（労働力調査に労働力調査特別調査を統合）に伴い、従来の労働力調査調査票を継承するものとして、その名称及び様式を変更したものである。

(1) 就業者^{注)}

就業者については、問8の「月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした時間」により就業時間、問9～12により調査週間中にした仕事の内容に関する事項（「従業上の地位」、「勤め先・業主などの経営組織」、「勤め先・業主などの名称」、「勤め先・業主などの事業の種類」、「本人の仕事の種類」及び「勤め先・業主などの企業全体の従業者数」）、問13により「転職などの希望の有無」を調査している。このうち、仕事の内容に関しては、調査週間中に実際にした仕事について記入することになっているが、二つ以上の仕事を調査週間中にした場合は、そのうち最も長い時間した仕事について記入し、仕事を休んでいた場合は、その休んでいた仕事について記入することになっている。各項目の定義は次のとおりである。

ア 就業時間

調査週間中実際に仕事に従事した時間をいう。二つ以上仕事をした場合は、それらの就業時間を合計したものであり、副業に従事した時間も含まれる。休業者は0時間となり、従業者は少なくとも1時間以上となる。

全ての就業者（従業者でも同じ）の週間就業時間を合計したものを「延週間就業時間」といい、これは国民全体の調査週間中における就業時間で測った総投下労働量であるといえる。

なお、延週間就業時間は、残業時間やフルタイムとパートタイムによる就業時間の違いも反映した集計値となっている。例えば、不況になり企業が残業カットなどでまず対応すると、就業者数は減少しなくても（したがって完

注) 「就業者」は、基礎調査票の問5において、「おもに仕事」、「通学のかたわらに仕事」、「家事などのかたわらに仕事」及び「仕事を休んでいた」に記入した者が該当する。

全失業者数や非労働力人口は増加しなくても)、それぞれの就業者の週間就業時間が減少するので、延週間就業時間は減少することになる。

また、延週間就業時間を従業者数(就業時間不詳を除く。)で割ったものを「平均週間就業時間」といい、これは実際に仕事に従事した者の平均仕事時間である。平均週間就業時間の変化は、景気の影響によるほか週休2日制の普及など所定労働時間の減少や、パートタイマーの増加等によっても生じる。

就業時間は、雇用形態の違いに対応しているとも考えられるので、就業時間によりフルタイムとパートタイムに分類することがある。一般には、週30時間又は35時間未満をパートタイム、それ以上をフルタイムとすることが多く、OECDでは週30時間未満をパートタイムとして扱っている。一方で、たまたま病気や休暇などでその週だけ短時間しか働けなかったという者もいることや、調査週間中に祝日、振替休日等が入ると、この影響で平均就業時間が変化することがあるので注意する必要がある^{注)}。

イ 産業

「産業」とは、「勤め先・業主などの名称及び事業の種類」に基づき分類されるもので、調査週間中に働いていた事業所の主な事業の種類をいう。事業所とは、①経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること、②財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること、を満たすものとして定義されるもので、一般には商店、工場、事業所、営業所、学校、寺院、病院などが該当する。支店、営業所を各地に持つ企業の場合は、支店、営業所のそれぞれが事業所となり、自宅で内職をしたり、ピアノを教えているという場合はその自宅が事業所となる。

産業の分類は、労働力を提供した事業所がどのような経済活動を主として行っているかで決定されるもので、本人の仕事内容とは別の概念である。また、産業は事業所についての分類であるので、特に調査週間中に限って事業内容が決定されるわけではない。

産業分類の基準は、日本標準産業分類(第12回改定)を参考として、平成22年国勢調査のために作成されたものによっている。労働力調査では、標本数との関係から細かい分類による結果数値の表章が困難なため、大分類と、一部を除く中分類を用いている。

なお、日本標準産業分類は、各産業の成長や衰退などを取り入れる形で、

注) 1989年(平成元年)には、調査週間中に昭和天皇の「大喪の礼」(2月24日)が執り行われこの日が休日となったため、当該月の平均週間就業時間が大きく落ち込んだ。

数年に一度改定されており、それに伴い労働力調査に用いる産業分類も改定される。直近では、平成19年11月の第12回改定に伴い、労働力調査に用いる産業分類は平成21年1月から改定されている。

実際の分類は、分類基準の統一性、分類の正確性等の面を考慮し、独立行政法人統計センターにおいて一括して調査票に書かれた内容を見て分類符号を付けることによって行われる。なお、分類に当たっては、次のような原則がある。

- ① 同一事業所で、幾つかの商品の小売をしている場合は、主な方の分類に従う。
- ② 同一事業所で、商品の卸売と小売をしている場合は、どちらが主かによって「卸売業」又は「小売業」とする。
- ③ 同一事業所で、商品を作り、これの卸売と小売をしている場合は、卸売が主であれば「製造業」、小売が主であれば「小売業」とする。
- ④ 同一事業所で、小売も修理もしている場合は、小売が主であれば「小売業」、修理が主であれば「修理業」とするが、同種商品を小売し、かつ修理もしている場合は「小売業」とする。例えば時計の小売と修理をしている時計店は小売業に分類される。
- ⑤ 同一事業所で、製造も修理もしている場合は、製造が主であれば「製造業」、修理が主であれば「修理業」とするが、同種商品を製造し、かつ修理もしている場合は「製造業」とする。
- ⑥ 同一事業所で、幾つかの違った事業が一貫して行われている場合は、原則として最終製品によりその事業の種類を決定する。
- ⑦ 業者からの下請による加工を行っている場合は「製造業」、一般家庭からの求めに応じて加工を行っている場合は「サービス業」とする。
- ⑧ 事業所の活動が同一経営の他の事業所のためにのみ行われている場合、例えば工場の附属発電所、建設業の附属製材所は、主事業所の事業とせず、その事業所で行われている事業により「電気業」、「製材業」とする。ただし、自家用補修工事、鉄道業の付随業務及び自家用倉庫については、その事業所で行われている事業の種類とはせず、主事業所の産業と同じ産業に分類する。
- ⑨ 管理事務を行う本社・支社などの事業の種類は、管理している工場・出張所が行っている事業のうち主な事業の種類によって決定する。
- ⑩ 国又は地方公共団体の機関のうち、行政事務、立法事務及び司法事務を行っている官公署のみが「公務」となり、その他の現業部門については一般の民間事業所と同様の基準で分類される。

表7-1 労働力調査における産業分類（平成21年1月結果から）

全産業	郵便業（信書便事業を含む）
農業，林業	卸売業，小売業
農業	卸売業
林業	各種商品小売業
非農林業	織物・衣服・身の回り品小売業
漁業	飲食料品小売業
漁業（水産養殖業を除く）	機械器具小売業
水産養殖業	その他の小売業
鉱業，採石業，砂利採取業	金融業，保険業
建設業	不動産業，物品賃貸業
製造業	不動産業
食料品製造業	物品賃貸業
飲料・たばこ・飼料製造業	学術研究，専門・技術サービス業
繊維工業	学術・開発研究機関
木材・木製品製造業（家具を除く）	専門サービス業（他に分類されないもの）
家具・装備品製造業	広告業
パルプ・紙・紙加工品製造業	技術サービス業（他に分類されないもの）
印刷・同関連業	宿泊業，飲食サービス業
化学工業	宿泊業
石油製品・石炭製品製造業	飲食店
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	持ち帰り・配達飲食サービス業
ゴム製品製造業	生活関連サービス業，娯楽業
なめし革・同製品・毛皮製造業	洗濯・理容・美容・浴場業
窯業・土石製品製造業	その他の生活関連サービス業
鉄鋼業	娯楽業
非鉄金属製造業	教育，学習支援業
金属製品製造業	学校教育
はん用機械器具製造業	その他の教育，学習支援業
生産用機械器具製造業	医療，福祉
業務用機械器具製造業	医療業
電子部品・デバイス・電子回路製造業	保健衛生
電気機械器具製造業	社会保険・社会福祉・介護事業
情報通信機械器具製造業	複合サービス事業
輸送用機械器具製造業	郵便局
その他の製造業	協同組合（他に分類されないもの）
電気・ガス・熱供給・水道業	サービス業（他に分類されないもの）
情報通信業	廃棄物処理業
通信業	自動車整備業
放送業	機械等修理業（別掲を除く）
情報サービス業	職業紹介・労働者派遣業
インターネット附随サービス業	その他の事業サービス業
映像・音声・文字情報制作業	政治・経済・文化団体
運輸業，郵便業	宗教
鉄道業	その他のサービス業
道路旅客運送業	外国公務
道路貨物運送業	公務（他に分類されるものを除く）
水運業	国家公務
航空運輸業	地方公務
倉庫業	分類不能の産業
運輸に附帯するサービス業	

日本標準産業分類の改定（第12回）は，平成19年11月に行われた。

ウ 職業

「職業」とは、「本人の仕事の種類」として調査されるもので、調査週間に働いていた事業所において、実際に従事していた仕事の種類に基づき分類される。したがって、どういう事業所で働いていたかというのは直接的には関係せず、同一の事業所で働いていても様々な職業が存在する一方、全く異なった種類の産業でも同一の職業が存在し得る。

職業分類の基準は、日本標準職業分類（第5回改定）を参考として平成22年国勢調査のために作成されたものによっている。職業分類は、その仕事の形態、必要とする資格・技術・技能、組織内での役割、生産物の内容等によって行われる。

実際の分類は、産業分類同様、統計センターで符号を付けることによって行われる。日本標準職業分類では、職業の決定方法について一般原則として、以下の判断基準によるものとしている。

- ① 個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。
- ② 複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。
 - ア) 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合、
 - (ア) 報酬の最も多い分類項目による。
 - (イ) (ア)により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による。
 - (ウ) (ア)及び(イ)により難しい場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。
 - イ) 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合、
 - (ア) 就業時間の最も長い分類項目による。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。
 - (イ) (ア)により難しい場合は以下による。
 - a 二つ以上の大分類項目にまたがる場合、財・サービスの生産に直接関わる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による。ただし、大分類符号がEからKまでの大分類は、財・サービスの生産に直接関わるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

- E－サービス職業従事者
- F－保安職業従事者
- G－農林漁業従事者
- H－生産工程従事者
- J－建設・採掘従事者
- K－運搬・清掃・包装等従事者
- I－輸送・機械運転従事者
- B－専門的・技術的職業従事者
- D－販売従事者
- A－管理的職業従事者
- C－事務従事者

※大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。

- b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合、
- (a) 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。
 - (b) (a)により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

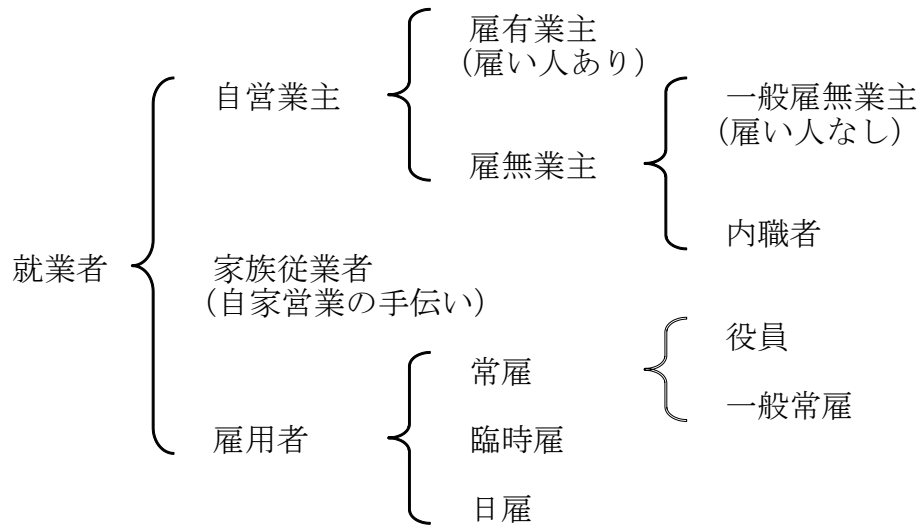
表7-2 労働力調査における職業分類（平成23年1月結果から）

労働力調査の職業分類事項	内 容
管理的職業従事者	管理的公務員，法人・団体役員，その他の管理的職業従事者
専門的・技術的職業従事者 技術者 保健医療従事者 教員 その他の専門的・技術的職業従事者	研究者，社会福祉専門職業従事者，法務従事者，経営・金融・保険専門職業従事者，宗教家，著述家，記者，編集者，美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者，音楽家・舞台芸術家，その他の専門的職業従事者
事務従事者 一般事務従事者 会計事務従事者 その他の事務従事者	生産関連事務従事者，営業・販売事務従事者，外勤事務従事者，運輸・郵便事務従事者，事務用機器操作員
販売従事者 商品販売従事者 販売類似職業従事者 営業職業従事者	
サービス職業従事者 介護サービス職業従事者 生活衛生サービス職業従事者 飲食物調理従事者 接客・給仕職業従事者 その他のサービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者，保健医療サービス職業従事者，居住施設・ビル等管理人，その他のサービス職業従事者
保安職業従事者	
農林漁業従事者	農業従事者，林業従事者，漁業従事者
生産工程従事者 製品製造・加工処理従事者（金属製品） 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） 機械組立従事者 機械整備・修理従事者 製品検査従事者 機械検査従事者 生産関連・生産類似作業従事者	
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者，自動車運転従事者，船舶・航空機運転従事者，その他の輸送従事者，定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設・土木作業従事者，電気工事従事者，採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者 運搬従事者 清掃従事者 その他の運搬・清掃・包装等従事者	包装従事者，その他の運搬・清掃・包装等従事者
分類不能の職業	

日本標準職業分類の改定（第5回）は，平成21年12月に行われた。

エ 従業上の地位

「従業上の地位」とは、調査週間中に働いていた事業所における地位をいい、就業者を次のように分類する。



これらの定義は次のとおりである。

自営業主：個人経営の事業を営んでいる者をいい、個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家などの自由業者、自宅で内職（賃仕事）をしている者などが含まれる。しかし、商店などでも法人組織になっている場合は、その店主は雇用者（役員）となる。

雇有業主：一人以上の有給の雇用者（パートなども含む。）を雇っている者

雇無業主：雇用者を雇わず、自分一人で、あるいは自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者

内職者：自宅で内職（賃仕事）をしている者

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者：会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家庭に雇われて賃金給料をもらっている者及び会社、団体の役員をいう。雇用者は、雇用契約の期間などにより次のように分類する。

常雇：「役員」と「一般常雇」を合わせたもの。

役員：会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などを含む。）

一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者

臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

オ 従業者数（従業者規模）

従業者数は、調査週間中に働いていた事業所が属する企業にふだん勤めている者の数であり、次のような階級で調査している。

1	人	100～499 人
2～4	人	500～999 人
5～9	人	1000 人以上
10～29	人	官 公
30～99	人	

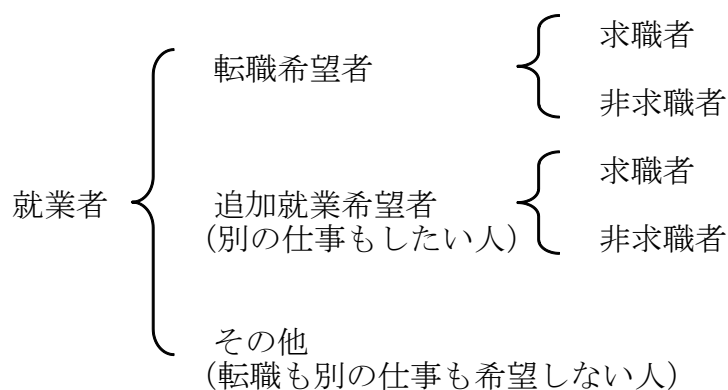
この従業者数は、企業全体の従業者数であるから、本店、支店、工場、出張所など全てを含めたものになる。また、労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣元事業所の属する企業の従業者数の規模により区分している。

ただし、勤め先が官公庁、国営・公営の事業所（例えば、国・公立の小学校、中学校、高等学校、国・公立の病院）、独立行政法人、国立大学法人などの場合は、従業者数で区分せず、「官公」としている。

従業者数に関する区分は、大企業と中小企業とに区分する際に必要となる。我が国においては、中小企業は、従業者数、生産額ともかなりの割合を占めているが、大企業に比べると、産業構造の変化や不況などへの対応の仕方も異なっている。従業者規模別の就業者数の動向は、企業規模別に雇用情勢を知る上で大変重要である。

カ 転職・追加就業等希望の有無

就業者の希望に関しては、問 13 において、「転職・転業をしたいか」又は「いまの仕事のほかに何か別の仕事もしたいか」、さらに「それらの仕事を探しているかないか」を調査することにより、就業者を次のように分類している。

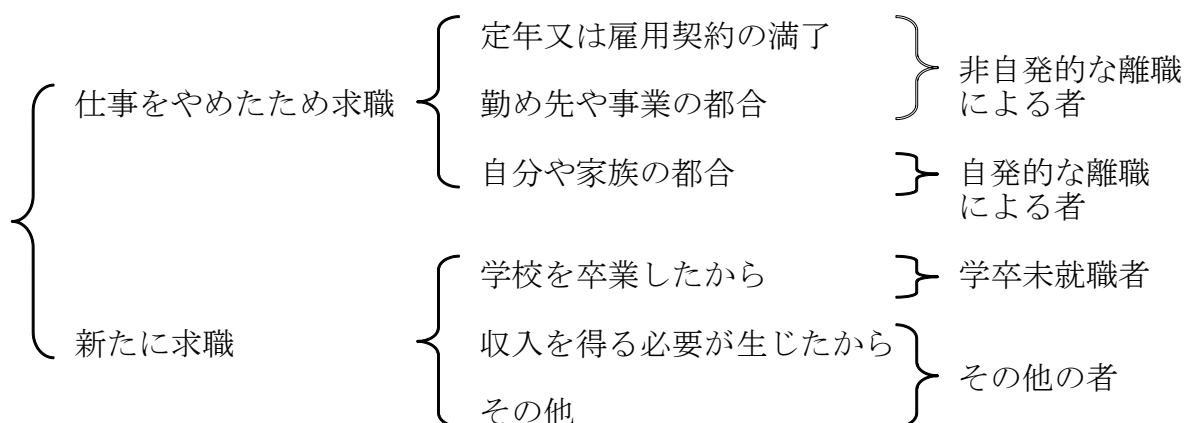


これらは、就業者の意識に関する項目であり、現状には必ずしも満足していない者の存在を知ることができる。例えば、フルタイムの仕事を探したが見付からなかったために仕方なくパートタイムの仕事をしている者は、本来の希望であるフルタイムの仕事が見付きさえすればそちらに移るであろうから、転職希望者となる可能性が高い。また、フルタイムの仕事に就いている者でも、契約期間や就業条件が不安定であるなどの不満を持っていれば、転職希望者となることが考えられる。一方で、現在パートタイムの仕事をしておりその仕事に不満は無いが、より多くの収入が必要で、余った時間を活用して別の仕事もしたいと考えている者は、追加就業希望者となる可能性が高いと考えられる。

(2) 完全失業者

一口に失業といってもその要因は様々であり、景気動向のみによって失業が生ずるわけではない。また、生活様式が多様化している現在においては、就業に対する緊要度も様々であり、パートや派遣社員など、探している仕事の形態も多様である。これらのことは、雇用・失業動向を正しく把握するためには、失業の内容の分析も必要であることを示唆する。

労働力調査基礎調査票では、失業の内容としては、問6の「探している仕事について」において、「おもにしていける仕事」を探しているか「通学や家事などのかたわらにしていける仕事」を探しているかを調査するとともに、問7の「仕事を探し始めた理由」において、求職理由を調査している。問7の回答肢は、次のとおりとなっている。



この分類が示すように、完全失業者は、離職によって仕事を探し始めた者と新たに仕事を探し始めた者とに分けることができる。新たに求職する者には、労働市場への新規参入者と再参入者が含まれることになる。また、仕事をやめたため求職している者のうち、定年又は雇用契約の満了及び勤め先や事業の都

合で前の仕事をやめた者を「非自発的な離職による者」とし、自分や家族の都合により前の仕事をやめた者を「自発的な離職による者」と呼んでいる。「非自発的な離職による者」（特に勤め先や事業の都合で仕事をやめた者）は、景気変動の影響を受けている可能性の高い者であるから、その増減は重要な意味を持つ。

なお、この完全失業者の求職理由は、平成14年1月の労働力調査の見直しにより、それまでの4区分（「非自発的な離職による者」、「自発的な離職による者」、「学卒未就職者」、「その他の者」）から上記6区分に細分化した。平成13年以前の結果については、本来は「非自発的な離職による者」に含まれるべき定年等の者が、「その他の者」の中に含まれていた可能性があり、14年以降の結果の「定年又は雇用契約の満了」と「勤め先や事業の都合」を単純に合計しても、従来の「非自発的な離職による者」にならないと考えられるため、時系列比較には注意が必要である。

2 詳細把握事項

労働力調査特定調査票（付録1-2）は、従来の労働力調査特別調査の調査票を継承するものであり、失業の実態、就業異動の状況など就業及び不就業に関する詳細な事項を把握している。

平成13年までは、年1回又は2回実施していた労働力調査特別調査により、失業や不完全就業の実態、就業異動の状況など就業及び不就業に関する詳細な事項を調査し、労働力調査を補う詳細な統計を提供してきたが、平成14年1月から、この労働力調査特別調査を労働力調査に統合し、従来の結果に加えて、雇用情勢の変化要因等を把握するための詳細なデータを四半期ごとに提供している。

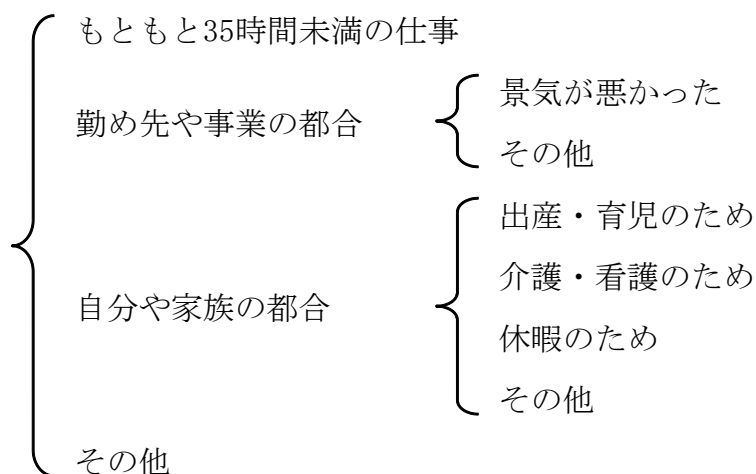
なお、月次、四半期等の公表体系については、第1章を参照されたい。

(1) 就業者

就業者については、問A1で短時間就業及び休業の理由、問A2で就業時間の増減希望の有無を調査することにより、短時間就業の状況を把握し、問A3で現職についた時期、問A4で雇用形態を調査することにより雇用形態の多様化の動向を把握している。また、問A5で前職の有無、問A6で転職時の収入の増減を調査することにより、雇用の流動化の進展及びこれに伴う所得変動の実態について把握している。

これらは、就業者の新たな就業行動の起因となり得る要素であり、その動向は、将来的な雇用情勢を分析する上で重要な意味を持つ。

短時間就業及び休業の理由については、週間就業時間が35時間未満の者について、次のように分類している。



雇用形態については、会社・団体等の役員を除く雇用者について、勤め先での呼称によって以下のように分類している。

- ・ 正規の職員・従業員
- ・ 労働者派遣事業所の派遣社員
- ・ パート
- ・ 契約社員・嘱託
- ・ アルバイト
- ・ その他

なお、「労働者派遣事業所の派遣社員」については、いわゆる労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所から派遣される者に相当する。その他の雇用形態については、勤め先での呼称により調査している。これは、事業所におけるパートやアルバイトなどの取扱いが必ずしも明確ではなく、雇用者本人が自らの雇用形態を正確に把握していない可能性があるためである。これらのうち、正規の職員・従業員以外の五つを、「非正規の職員・従業員」としている。非正規の雇用者数やその比率をみることは、雇用の多様化の状況や、雇用形態による就業状況の違いを把握するために必要となる。

(2) 完全失業者

完全失業者については、問B1で求職活動の方法、問B4で探している仕事の形態、問B5で就職できない理由を調査し、摩擦的失業や構造的失業^{注)}の発

注) このほか、需要不足失業として、文字どおり景気の低迷などで労働力に対する需要が減った場合に生ずる失業がある。摩擦的失業とは、転職をする際に、求人情報が十分に得られないなど労働市場が効率的に機能しないために一時的に生ずる失業、構造的失業とは、労働力の需要と供給が、地域間、産業間、年齢間などでアンバランスである場合に生ずる失業である。なお、第5章の2『「需要不足失業」と「構造的失業」』の項も参照されたい。

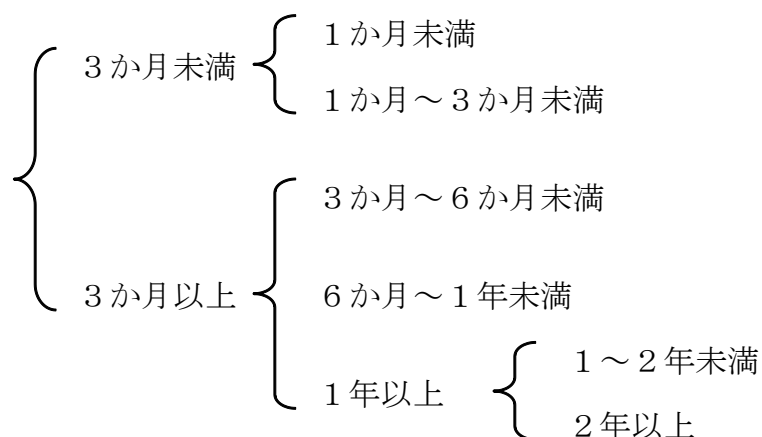
生状況について把握するとともに、問B2で求職活動の期間、問B3で最近の求職活動の時期、問B6で前職の有無を調査し、長期失業の動向等その実態を把握している。

求職活動の方法については、以下の回答肢から複数選択及び主なもの一つについて選択する設問となっている。

- ・ 公共職業安定所に申込み
- ・ 民間職業紹介所などに申込み
- ・ 労働者派遣事業所に登録
- ・ 求人広告・求人情報誌などによる
- ・ 学校・知人などにあっせん・紹介を依頼
- ・ 事業所の求人に直接応募
- ・ 資金・資材の調達など事業を始める準備中
- ・ その他

失業者が実際に求職活動に用いる方法を把握し、雇用対策に役立てることを目的としている。

失業期間（求職活動期間）については、次のような時間区分を設けている。



失業の期間を把握することは、景気の悪化による失業者の増加や、長期失業者の動向、つまり失業者の滞留の状況等を知るために非常に重要である。

仕事につけない理由については、以下の回答肢から主な理由一つを選択する形式となっている。

- ・ 賃金・給料が希望とあわない
- ・ 勤務時間・休日などが希望とあわない
- ・ 求人の年齢と自分の年齢とがあわない
- ・ 自分の技術や技能が求人要件に満たない
- ・ 希望する種類・内容の仕事がない
- ・ 条件にこだわらないが仕事がない
- ・ その他

この設問は、基本的把握事項における完全失業者の項でも触れたように、雇用のミスマッチを分析する上で重要である。例えば、一般的に需要不足失業とされる「条件にこだわらないが仕事がない」と、構造的な失業とされる「求人年齢と自分の年齢とがあわない」とでは、景気の変化による動向に違いが出てくる。

(3) 非労働力人口

非労働力人口は、調査週間において、労働市場に参入していない者である。しかしながら、その中には、適当な仕事がありそうにないと判断し、求職を諦めている者、いわゆる求職意欲喪失者や、子育てなどにより一時的に労働市場を離れている者など、景気の動向等により、今後、労働市場に参入する可能性がある者も多く含まれている。このため、非労働力人口について就業に関する意識等その実態を把握することは、将来的な雇用情勢を分析する上で重要である。

非労働力人口については、問 C 1 で就業希望の有無、問 C 2 で非求職の理由、問 C 3 で希望する又は内定している仕事の形態、問 C 4 で最近の求職活動の時期、問 C 5 で就業可能時期、問 C 6 で前職の有無を調査している。このうち、問 C 4 及び問 C 5 については、失業率の国際比較にも活用される。

非求職の理由については、就業希望者に対して、就業を希望しながらも仕事を探す活動をしていない理由について調査している。回答肢は次のとおりである。

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---------------------------|
| { | 適当な仕事がありそうにない | { | 近くに仕事がありそうにない |
| | 自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない | | |
| | | | 勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない |
| | | | 今の景気や季節では仕事がありそうにない |
| | | | その他 |
| | 家事・育児のため仕事が続けられそうにない | | |
| | 健康上の理由 | | |
| | その他 | | |

(4) 前職について

雇用の流動化や就業形態の多様化に伴う就業異動の動向を把握するためには、現在の就業状態のほか、前職のある者については前職の状況及びその離職理由は不可欠な情報である。労働力調査特定調査票では、就業者、完全失業者、

非労働力人口のそれぞれについて、前職の有無を調査している。さらに、前職のある者については、問D1で前職をやめた時期、問D2で前職の従業上の地位及び雇用形態、問D3で前職の事業の種類、問D4で前職の仕事の種類、問D5で前職の企業全体の従業者数、問D6で前職をやめた理由について調査している。

(5) その他

このほか、労働力調査特定調査票では、就業や転職などの就業行動に大きく影響を及ぼす要因として、問E1で在学、卒業等教育の状況、問E2で仕事からの年間収入を調査している。我が国の場合、新規学卒者の就職については、学校の就職あっせんが重要な役割を担っており、教育課程ごとの就職や転職の状況を把握することは、個人と企業との間をつなぐマッチングプロセスの検討のためにも不可欠である。また、収入は、世帯員間の就労調整など、就業行動に変化をもたらす大きな要因の一つと考えられる。